

学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規程

(平成 25 年 5 月 25 日 制定)

(目的)

- 第 1 条 この規定は、学校法人横浜商科大学（以下「学園」という。）の業務に関し、法令、寄付行為、諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）に対する全ての学生、教職員及び本学園の取引事業者の労働者から通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を適切に処理するために必要な事項を定め、公益通報者の保護をはかるとともに、学園の法令等の遵守の強化をはかり健全な発展に資することを目的とする。
- 2 この規程に定める場合のほか、本学園における公益通報者保護に関する取扱いについては、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の定めるところによる。

(総括者)

- 第 2 条 学園における公益通報等の管理に関しては、理事長の指名する理事（以下「担当理事」という。）が総括する。

(窓口)

- 第 3 条 公益通報等の窓口は、監査室（以下「担当部局」という。）が行う。

(通報者・相談者)

- 第 4 条 通報者・相談者は、学生、本学園と雇用関係にある全ての教職員、派遣労働者、取引先の労働者、それ以外の本学園の業務に関わる公益通報者（以下「公益通報者」という。）とする。

(通報)

第5条 公益通報等の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面及び面会とする。

2 担当部局は、公益通報者が、書面や電子メール等、到達を確認できない方法によって公益通報がなされた場合には、公益通報者に対し、公益通報を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

3 担当部局は、公益通報または相談を受けた場合は、速やかに担当理事にその内容を報告するものとする。

(通報者の禁止事項)

第6条 公益通報者は、虚偽の通報や不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的を持って公益通報を行ってはならない。

(相談への対応)

第7条 担当部局は、公益通報者から法令違反行為に関する相談を受けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適正に対応を行う。

(通報への対応)

第8条 担当部局は、公益通報者から法令違反行為に関する通報を受けた場合、速やかに事実関係の調査を開始する。

(調査)

第9条 担当部局は、公益通報された事項について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他適正な方法により調査を実施する。また、関連部署の教職員に対し関係資料の提出及び事実関係の説明等を要請できる。

2 担当理事は、公益通報された事項に関する事実関係を調査する場合には、学長及び学部長と協議のうえ、調査委員会を組織し、設置することができる。

- 3 調査の実施にあたって専門性を要すると判断した場合には、外部の専門家に意見を求めることができる。

(調査の協力)

第10条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に関して協力を求められた場合には、担当部局ならびに調査委員会に協力しなければならない。

(遵守事項)

第11条 担当部局長・担当部局員及び調査に携わる全ての者は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に著しい支障を与えてはならない。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施しなければならない。
- (4) 個人情報保護に努め職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

2 担当部局及び調査に携わる全ての者は、その職を離れた場合であっても、前項に定める事項を遵守しなければならない。

3 担当部局及び調査に携わる全ての者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第12条 担当理事は、公益通報の事案処理にあたっては、個人情報の保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況と調査結果を理事長に適時報告しなければならない。

(是正措置の実施及び懲戒処分等)

第13条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が確認された場合には、速やかな
是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

2 理事長は不正行為が明らかになった教職員に対し、本学が定める就業規則に
基づき、懲戒処分等を科すことができる。

(通報者の保護)

第14条 理事長は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該公
益通報者に対し、解雇、減給、派遣契約の解除、その他不利益な取り扱い
を行ってはならない。また、当該公益通報者の職場環境が悪化することが
ないように適切な措置をとらなければならない。

(通報者への通知)

第15条 担当部局は、公益通報等を行った公益通報者に対して、通報等の受理、
当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合は是
正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第16条 担当部局は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反の再発がないこと
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能していること。
- (3) 公益通報等を行った公益通報者への不利益な取り扱いがないこと。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学園理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月25日から施行する。

